

令和3年度

修繕内容書

修繕名 西清掃事務所エアコン室外機修繕

環境事業部施設整備課

修繕仕様書

- 1 修繕名 西清掃事務所エアコン室外機修繕
- 2 修繕場所 札幌市 西区発寒15条14丁目2-1
西清掃事務所
- 3 修繕期限 令和3年7月16日 まで
- 4 修繕概要 2階エリアのエアコンの室外機が故障したため、室外機の修繕を行う。
- 5 修繕内容 別紙図面及び内訳書による。
- 6 現場条件 (1)修繕日時は清掃事務所の担当者と協議すること。
(2)現場作業の1週間前に清掃事務所と安全対策や音が出る作業等について打合せを行うこと。
(3)作業時は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。
(4)物品の搬出入時に建物が汚れる恐れがある場合は養生をすること。
- 7 修繕等仕様 (1)図面及び本仕様書に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(当該年に適用される版)」に適合するよう努めること。
- 8 一般事項 (1)労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずること。
(2)契約者は修繕に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行うこと。
(3)ダンプトラック等、大型貨物による土砂及び修繕用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、修繕車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、又は埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期すること。修繕用車両の業務現場内般出入に当たっては、実情に応じて交通整理員を適時配置する。
(4)アスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令と併せて「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け)(当該年に適用される版)」に従い、必要な措置を行うこと。
(5)揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。使用する材料は揮発性有機化合物6物質(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)の含有や使用の有無を安全データシート(SDS)等で含有していないことや使用されていないことを確認すること。
(6)札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。
(7)「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理

を図り、生活環境の保全に努めること。

9 その他

- (1)修繕の内容や施工部分および修繕仕様等に疑義がある場合は、速やかに担当職員と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出すること。
- (2)修繕作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに担当職員に連絡すること。なお、担当職員と連絡が取れない場合は、清掃事務所の担当者に連絡すること。
- (3)修繕の材料搬入記録写真・工程写真・出荷証明書・納品書等は納品書と同時に提出すること。やむを得ず同時に提出することができない場合は担当職員と協議を行うこと。
- (4)発生材の処理は適法に処理を行うこと。

10 担当者

環境局環境事業部施設整備課営繕係 高坂 恒輔

電話 (011)211-2918 FAX(011)218-5105

